

# 地方から自然敬愛の再認識を

「自然敬愛に向けたまちづくり講演会」を開催

～自然敬愛の国づくりを～

8月5日、光井公民館で、日本の森・滝・渚100選の提唱者の三島昭男さん（元朝日新聞編集委員）を招いて『自然敬愛に向けたまちづくり講演会』を開催しました。

この講演会は、近年の地球温暖化や動植物の生態系の破壊など、自然環境の悪化が叫ばれている中、人々の自然を敬う心を育て、自然環境の保護・保全を図っていかうと開いたものです。

三島さんは、「自然敬愛の国づくりを」と題した講演の中で、「世界は今、森林破壊や大気汚染、気象温暖化など七つの大病に侵されている。この地球規模の自然崩壊の危機

を乗り越えるため、地方から自然敬愛の認識と活動が必要である」と述べられるとともに、自身が携わった縄文杉の危機回避のための活動を紹介され、自然敬愛の大切さを訴えられました。

幸いにも光市には、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や島田川、峨嵋山、石城山など市民にとってかけがえのない優れた自然環境があります。この貴重な財産を大切に守り育て、次世代に引き継いでいくことは、私たち市民に課せられた使命であり責務でもあると考えています。

こうしたことから、本市では、森や緑など自然に対する意識の高揚を図り、自然環境保全へのさらなる自覚と認識をもって「自然敬愛」を呼び掛けていくことにしています。



講師は、日本の森・滝・渚100選提唱者の三島昭男さん

森林浴の森全国協議会総会が開催される

～もりフォーラム2005～

ふるさとの美しい緑豊かな自然と文化・歴史の遺産を守り育てようと7月21日・22日の両日、静岡県伊豆市で、『平成17年度森林浴の森全国協議会総会』が開催されました。本協議会は、光市の室積・虹ヶ浜海岸松林など「森林浴の森日本100選」に選ばれた全国の関係自治体などで構成され、末岡市長が会長を務めています。

今回の総会では、「歴史漂う天城の森林」をテーマに、天城自然休養林一帯の森林を通して、森林保全の意義や重要性についての再確認を行いました。

続いて、同協議会の『もりフォーラム2005』が開催され、本協議会顧問の三島昭男さんによる「自然敬愛に日本の活路」と題した特別提言や、樹木医の加藤正通さんによる「樹木に学ぶ」と題した記念講演、また、伊豆森林管理署職員から天城山自然休養林一帯の森林などについて現地説明が行われました。



加藤さんは、講演の中で「森林における各種病害虫対策や重要木の調査、診断治療をしていく中で、自然に対して愛着が生まれる」と述べられ、自身の活動を通して自然の大切さを訴えられました。

最後に、「ふるさとの美しい緑豊かな自然と文化歴史の遺産を守り育て、未来へ引き継ぐために努力する」とした伊豆宣言が満場一致で採択され、全国に情報発信しました。

本市においても、市民の皆さんのご協力をいただきながら、さらに海岸松林や環境保全林などの整備・保全を進め、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくりを目指していきます。

問合せ 水産林業課林務係 0833(72)1400内線334、535

## 国政へ 生かそうみんなの この一票

# 9月11日衆議院議員総選挙投票日

開票日時 9月11日21時30分

開票場所 総合体育館



明るい選挙啓発入賞作品

**投票の日時**  
投票日は9月11日で、時間は午前7時から午後8時までです。なお、牛島地区は午前7時から午後4時までです。

**投票できる人**

昭和60年9月12日（平成17年5月30日）6月1日に転入の届出をした人は、昭和60年9月2日（平成17年6月1日）までに生まれ、平成17年6月1日までに光市に住居登録し、引き続き3か月以上居住している人です。なお、次のように住所移動した人は、ご注意ください。

選挙人名簿に登録されている人で平成17年5月12日以降に市外に転出

9月11日は、衆議院議員総選挙の投票日です。（最高裁判所裁判官国民審査も行われます。）選挙は、私たちの暮らしの願いを政治に反映させる最大の機会であり、私たちの一票は、よりよい暮らしのための『意思表示』です。これからの国政を任せる人を選ぶにあたって、悔いのない一票を投じましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 0833(72)1400

し、転出先で登録されていない人、および平成17年8月18日以降に市内転居の手続きをした人は、移動前の住所地で投票してください。

平成17年6月2日以降に市外から転入の手続きをされた人は、まだ本市の選挙人名簿に登録されていないため、本市では投票できません。前住所地で登録されていたれば、前住所地で投票してください。

**入場券はお忘れなく**

有権者の皆さんには、はがきの入場券を郵送しますので、投票日には、入場券をお忘れなくお持ちください。もし、入場券をなくされたときは、投票所で受付係にお申し出ください。

### 【投票の方法】

このたびの選挙は3つありますので、間違のないように投票しましょう。

衆議院小選挙区選出議員選挙（うすい黄色の投票用紙）候補者名を書いて投票してください。

衆議院比例代表選出議員選挙（うすい水色の投票用紙）政党名を書いて投票してください。

最高裁判所裁判官国民審査（ピンク色の投票用紙）やめさせたいと思う裁判官がいれば、その氏名の上の欄に×印を記入して投票してください。

### 期日前投票を

投票の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの人は、期日前投票ができます。

場所 市選挙管理委員会事務局  
大和地区の人も、市役所3階の選挙管理委員会事務局で投票することになります。身体の不自由な人は、エレベーターをご利用ください。

投票期間 8月31日～9月10日  
時間 午前8時30分～午後8時  
牛島地区の人は、牛島公民館で、9月8日～10日の午前10時～午後3時です。

### 郵便による不在者投票

身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている人、または要介護区分が5の介護被保険者証を持っている人で、選挙管理委員会が発行する郵便投票証明書を持っている人は、9月7日までに投票用紙などの請求手続きをされた場合に、「郵便による不在者投票」ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

### 代理投票・点字投票

身体が不自由な人で、代理投票を希望される場合や、目の不自由な人で、点字で投票される場合は、投票所の受付係にお申し出ください。